

# 東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給要綱

6産労雇就第1321号  
令和7年3月26日

## (通則)

第1条 東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及びこれに基づく依命通達（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的等)

第2条 この要綱は、障害者を一人も雇っていない中小事業主が初めて障害者を雇用した場合に、最も負担のかかる受入れ初期段階の体制整備に係る費用に対して奨励金を支給することにより、大企業に比べて障害者雇用が進んでいない中小事業主における障害者雇用の促進と、その後の定着を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) この要綱において「障害者」とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）
- イ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）
- ウ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）

(2) この要綱において「重度障害者」とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者
- イ 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者
- ウ 精神障害者
- エ 雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の身体障害者
- オ 雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の知的障害者

(3) 特開金とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和41年政令第2

62号)の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者コースをいう。

(4) 事業主とは、事業の経営の主体である個人又は法人をいう。

(5) 事業所とは、雇保法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所によらず、労働者が勤務する地方税法(昭和25年法律第226号)の施行に関する取扱いで定められた事務所又は、事業所をいい、次のアからウまでに定める労働者の場合、該当各号に定めるとおりとする。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条に規定する派遣労働者の場合、派遣先の事務所とする。

イ 出向契約に基づく出向した労働者の場合、出向先の事務所又は、事業所とする。

ウ テレワーク制度利用による在宅勤務の労働者の場合、雇用管理の行われている所属の事務所又は、事業所とする。

(6) 週所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書等により定められた、通常の週に勤務すべきこととされている時間であり、この場合の「通常の週」とは、祝祭日及びその振替休日、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日に当たらない年末年始の休日及び夏季休暇といった特別な休日等を含まない週とする。

また、変形労働時間制による週所定労働時間は、雇入れから6か月間に予定される就業総労働時間から週当たりの平均を算出した時間とする。

(支給対象事業主)

第4条 奨励金は以下の各号のいずれにも該当する事業主(以下「支給対象事業主」という。)に対して支給する。なお、支給対象となる要件に関して遡及適用は認めないものとする。

(1) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

(2) 支給対象労働者の雇用時点を基準とし、その基準の直前に管轄職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出した事業主であること。

(3) 当該障害者を雇入れた日現在において、業種ごとに以下に該当する事業主であること。

小売業・飲食店	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下

(4) 障害者雇用促進法第44条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に係る子会社(「特例子会社」)に係る事業主、又は障害者雇用促進法第45条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に係る関係会社、関係子会社、事業協同組合等に係る事業主でないこと。

(5) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号)に基づき総務局長が指定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生

労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施していないこと。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (8) 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)、その他重大な法令違反等がないこと。
- (9) 都税の未納がないこと。
- (10) 事業主(法人その他の団体にあつては代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)でないこと。
- (11) 雇入れ日の前日から起算して6か月前から1年間、雇用する労働者を解雇等事業主の都合で離職させていないこと。
- (12) 奨励金の支給申請日及び支給決定日において倒産していないこと。
- (13) 過去に本奨励金の支給を受けていないこと。
- (14) 雇入れた支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合、以下のア～オいずれも満たしていること。
  - ア 支給対象労働者の雇入れ以前に、常時雇用する労働者としての障害者の雇用実績がないこと。
  - イ 雇入れ日から6か月間継続して雇用し、当該労働者に対して6か月分以上の賃金(当月に支払われる各種手当を含む。)を支給したこと。
  - ウ 雇入れ後6か月間の業務遂行状況、意欲や職業能力等を踏まえた評価を行った上で、今後の目標、改善すべき課題、そのために必要な教育訓練等の取り組みや、処遇を含めたキャリアパスに係る育成方針を策定し、労働者と話し合いを行い、労働者の同意を得たこと。
  - エ 東京労働局長に特開金の支給申請を行い、東京労働局長の支給決定を受けていること。
  - オ 雇入れ日以降の期間について、雇用保険被保険者として加入手続きをしたこと。
- (15) 雇入れた重度障害者の週所定労働時間が10時間以上20時間未満である場合、雇入れた重度障害者に関し、前項のア～ウのいずれも満たしていること。

(支給対象労働者)

第5条 奨励金の支給対象とする労働者(以下「支給対象労働者」という。)は、障害者または重度障害者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、支給対象事業主に対する支給対象労働者数の上限は1名とする。

- (1) 前条(14)又は(15)により雇い入れられ、雇入日から6か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること(就労継続支援A型事業の利用者として雇用される者を除く)。
- (2) 雇入日から支給申請日までの間、東京都内の事業所で勤務していること。

(支給金額)

第6条 奨励金は、支給対象事業主に対し、支給対象労働者における次の各号の区分に応じた額を支給する。

- (1) 重度障害者で、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の場合、30万円を支給する。
- (2) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合、60万円を支給する。
- (3) 週所定労働時間が30時間以上の場合、90万円を支給する。
- (4) 上記(2)及び(3)のうち、重度障害者の場合は、30万円をそれぞれ加算する。

(奨励金の支給の申請)

第7条 奨励金の支給を受けようとする事業主(以下「申請事業主」という。)は、支給対象労働者を雇入れた日より6か月経過し、かつその翌日から起算して2か月以内に、東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)に次項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 支給申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 支給対象労働者が障害者であることを確認する書類
  - ア 身体障害者  
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の写し
  - イ 知的障害者  
児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターの判定書の写し又は療育手帳の写し
  - ウ 精神障害者  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 支給対象労働者の雇入時の雇用契約書等の写し
- (3) 支給対象労働者の雇入日から申請日の前日までのタイムカード、出勤簿その他の労働時間が確認できる書類の写し
- (4) 支給対象労働者の雇入時点を基準とし、その基準の直前に管轄職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (5) 支給対象労働者の雇入れ日から起算して6か月間に支払った賃金に係る賃金台帳の写し
- (6) 誓約書(様式第1号-2)
- (7) 雇入れた支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合は、次に掲げる書類
  - ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
  - イ 特開金に係る支給申請書の写し(東京労働局長又は公共職業安定所長が受理したことがわかるもの)。ただし、支給決定通知書又は不支給決定通知書を受理後、その写しを決定のあった日から1か月以内に知事に提出しなければならない。
- (8) その他知事が必要とする書類

(支給の決定及び額の確定)

第8条 知事は、支給申請書が提出されたときは内容を審査の上適正と認めるときは、予算の範囲内において奨励金の支給決定及び額の確定を行う。

- 2 知事は、支給決定及び額の確定をしたときは、東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請事業主（以下「支給決定事業主」という。）に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定により審査をした結果、申請書の内容が適正と認めることができない場合、又は申請事業主が第19条に定める検査等に応じないときは、奨励金の不支給の決定を行い、東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請事業主に通知する。

（申請の撤回）

- 第9条 知事は、前条により通知をする場合において、申請事業主が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。
- 2 申請事業主は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金申請撤回届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（所在地の変更等）

- 第10条 支給申請後、支給決定通知を受けるまでの間に申請事業主が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、申請事業主の〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書（様式第5号）により遅滞なく知事に報告しなければならない。

（奨励金の支払）

- 第11条 知事は、第8条第2項の規定により東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給決定通知書を支給決定事業主に通知した後、当該支給決定事業主に対して、当該支給決定事業主による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき奨励金を支払うものとする。

（特開金支給決定の取消にかかる報告）

- 第12条 支給決定事業主は、特開金の取消決定や返還命令があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（支給決定の取消し）

- 第13条 知事は、支給決定事業主が次の各号のいずれかに該当する場合、又は支給決定事業主が第19条に定める検査等に応じないときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）特開金支給決定の取消しや返還請求があったとき。
  - （2）偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
  - （3）その他奨励金の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) 支給決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員若しくは使用人その他の従業員又は構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 知事は、第1項の規定による取消をした場合には、東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給決定取消通知書（様式第6号）により支給決定事業主に通知する。

（奨励金の返還）

第14条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた支給決定事業主は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、支給決定事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給決定事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支給決定事業主の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（奨励金の経理等）

第18条 支給決定事業主は、奨励金に係るすべての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査等）

第19条 知事は、申請事業主及び支給決定事業主（以下「申請事業主等」という。）に対して、この要綱に定める支給要件及び支給決定の要件を満たしていることを確認するため、検査、関係者の立会調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 申請事業主等は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければな

らない。

- 3 知事は、申請事業主等が本条第1項の規定に基づく検査等に応じないときは、奨励金の不支給決定、支給決定の取消しを行い、又は奨励金の返還を命じることができる。

(継続雇用実態調査)

第20条 知事は、支給決定事業主に対して、奨励金支給後3年を経過するまでの間、雇用状況の調査を実施することができる。

- 2 支給決定事業主は、前項の調査依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

(公表)

第21条 支給決定事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、知事は、次の各号に掲げる事項を原則として公表する。

- (1) 不正請求を行った支給決定事業主の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る）の氏名
- (2) 不正受給に係る事業所の名称、所在地及び事業概要
- (3) 支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還の状況
- (4) 支給決定事業主が行った不正の内容
- (5) 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年7月31日までの間は第7条第1項の規定については以下の内容を追加する。

(奨励金の支給の申請)

第7条 令和6年10月1日から11月30日の間に支給対象者を雇入れ、雇用継続している事業主（以下「申請事業主」という。）が奨励金の支給を受けようとする場合、令和7年6月1日から7月31日までに、東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に次項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。